

平成25年10月10日
内閣情報調査室

第10条第1項第1号と会計検査について

会計検査院が実施する会計検査は、日本国憲法第90条及び会計検査院法に基づくものであり、本法案第10条第1項第1号に規定する「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当する。

また、会計検査院法第26条は、会計検査院から帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならぬ旨規定しているところ、これまでも、同条に基づき、会計検査院は安全保障に関する秘密も含めおよそすべての情報の提供を受けることができるとされてきた以上、同院が提供を受けた情報を利用することにより我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすことが有り得ると想定されてきたとは考えられない。したがって、本法案施行後においても、特定秘密を保有する行政機関の長が、会計検査院から検査上必要があるとして提供を求められた場合に当該特定秘密を提供し、会計検査院が当該特定秘密を利用するときに、本法案第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認め」られない場合はないと解される（ただし、同院において、提供を受けた特定秘密を保護するために必要な同号に基づく措置が講じられる必要がある。）。

したがって、憲法第90条第1項に規定される会計検査院の権限（「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査」すること）は、本法案によって何らの影響を受けるものではない。

【参照条文】

○日本国憲法（昭和二十一年憲法）（抄）

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、

書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。